

## 第5次

# 伊方町行政改革大綱

(計画期間：平成31年度～平成33年度)

平成31年2月

伊 方 町

## 目 次

### 第1章 基本方針

1. 第5次行政改革大綱の策定にあたって .....	1
2. 新たな改革の必要性 .....	1
(1) 第2次伊方町総合計画等に基づく行政改革の推進について	
(2) 急速に変化する社会情勢への対応	
(3) 職員の意識改革の実現	
(4) 量と質の改革の推進	
3. 第4次行政改革の目的 .....	2
(1) 「量の改革」の徹底	
(2) 「質の改革」の推進	
(3) 「町の将来像」の実現	
4. 改革の基本理念・目標等 .....	3
5. 目指すべき効果と数値目標 .....	4
(1) 総括的な数値目標の設定	
(2) 個別施策（実施計画）の数値目標の設定	
6. 行政改革の計画期間等 .....	4
(1) 計画期間	
(2) 対象範囲	

### 第2章 推進項目

1. 町民サービスの向上 .....	5
(1) 町民の視点に立ったサービスの提供	
(2) 行政情報の積極的な提供	
(3) 職員の意識改革・人材育成による能力向上	
2. 組織・機構の構築 .....	5
(1) 時代に即応した組織・機構の見直し	
(2) 定員管理及び給与の適正化	
3. 協働体制の構築 .....	6
(1) 町民等との協働の推進	
(2) 民間活力の活用	
(3) 人財等の発掘及び活用	
4. 財政運営の健全化 .....	7
(1) 長期的視点に立った財政運営	
(2) 行政評価の推進	
(3) 徹底した内部管理経費の節減	
(4) 事務事業の見直し	
(5) 公営企業の経営健全化	
(6) 自主財源の確保	

### 第3章 推進体制

1. 行政改革の推進体制 .....	8
(1) 伊方町行政改革推進本部	
(2) 伊方町行政改革推進委員会	
(3) 伊方町行政事務改善委員会	

# 第1章 基本方針

## 1. 第5次行政改革大綱の策定にあたって

これまで第1次から第4次の行政改革大綱に基づき、町民サービスの向上、組織機構の再構築、簡素で効率的な行財政運営などの行財政改革に取り組み、入札制度の適正化や学校・保育所統廃合の推進、定員適正化計画による職員数の削減、ふるさと納税の推進をはじめとする自主財源の確保など一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に伴う税収等の財源の減少及び社会保障費の増加、公共施設の老朽化等による維持修繕費や防災、減災対策費の増加が見込まれ、さらに、原子力発電所立地町として合併後新たに交付されてきたサイクル交付金、共生交付金の終了や合併によって保障されてきた地方交付税の減額、地方分権改革や地方創生への取り組み、価値観やライフスタイルの変化による多種多様な町民ニーズに対応するためには、従来にも増して効果的・効率的な行財政運営が必要となってまいります。

このような状況の中で、本町では継続して安定した財政基盤づくりと改革の仕組みづくりを進める必要があることから「第4次伊方町行政改革大綱」の基本理念を継承しつつ、新たな取り組みとなる「第5次伊方町行政改革大綱」を策定し、「伊方町総合計画・伊方町総合戦略」で掲げる町の将来像を実現するため、更なる行財政改革に取り組んでいくこととします。

## 2. 新たな改革の必要性

### (1) 第2次伊方町総合計画等に基づく行政改革の推進について

町民参画の「伊方町行政改革推進委員会」の意見や助言をいただき、本町を取り巻く状況に則した新たな取組を加えるため、「第2次伊方町総合計画」や国が進める地方創生に対応するための「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を持たせながら同時に改革を進めていく必要があります。

### (2) 急速に変化する社会情勢への対応

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故及び平成30年7月豪雨災害等の天災をはじめ我が国の社会情勢は急速に変化しています。原子力発電所が立地する本町においても例外ではなく、町内商工業者の経済活動や町税の減収など様々な影響が続いています。さらに、消費増税や国が進める地方創生への対応など町政運営を取り巻く環境は一層厳しい状況となることは明らかであります。

本町が、健全な行財政運営を堅持しつつ町民ニーズに応える充実した行政サービスを展開していくためには、行政コストの費用対効果を踏まえた点検評価を行い、スクラップ&ビルド<sup>\*1</sup>の改革に徹底して取り組む必要があります。

---

\*1：行政をスリム化させ、予算や組織の拡大を防ぐため、新しいものを立ち上げる場合、それとあわせ目的を達成したものや効果が薄れたものを統廃合すること。

### (3) 職員の意識改革の実現

全ての町民に信頼される行政を実現するためには、職員一人ひとりが奉仕者としての自覚のもと、献身的に職務を遂行することが求められており、そのための意識改革に取り組む必要があります。

また、町政においては、地方分権の進展に伴い従来のスタイルや前例踏襲からの脱却を図るとともに、町が抱える課題の把握及び解決のための政策立案能力を高める必要があります。

「行政が変わるためには職員が変わらなければならない。」このことを職員一人ひとりが自覚し、自己研鑽を重ね、地域活動への積極的な参画を通じて、町民との協働による新たな行政システムの構築に向けた取り組みを進める必要があります。

### (4) 量と質の改革の推進

改革と言えばコストの削減と思われがちですが、行政の改革には、質の改革に対する取り組みも必要です。

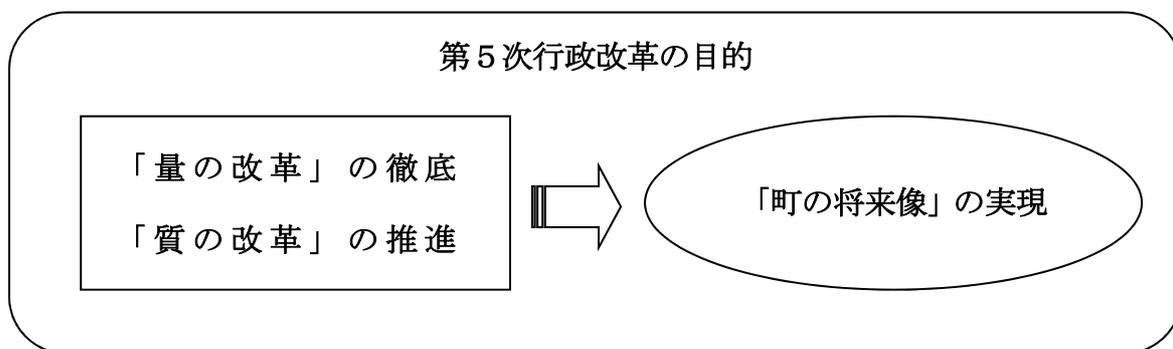
行政サービスの質を高めるために真に必要な改革については、長期的視野に立ち、コストだけにこだわらず、選択と集中によりその成果の実現に向けた大胆かつ積極的な取り組みを進める必要があります。

## 3. 第5次行政改革の目的

本町を取り巻く様々な環境の変化に対して柔軟に対応しながら、安定した財政基盤を堅持していくためには不断の行財政改革が必要となります。

第4次行政改革の計画期間が平成30年度に終了となるため、第5次行政改革においても第2次総合計画に基づく町の将来像を実現するため、これまでの改革で進めてきた理念を引継ぎ、改革を進めていくこととします。

さらに、第5次行政改革では、行政コストの削減や収入増に向けた量的な取り組みを行う「量の改革」と行政サービスの質的な向上により町民満足度を高める「質の改革」を両輪として相乗効果を発揮させながら、町の将来像の実現を目指していくため、引き続き改革に取り組んでいくこととします。



(1) 「量の改革」の徹底

常にコスト意識を持ち、事務の合理化・簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、定員の適正化や事務事業の再編・整理を図るなど、行財政の効率化・スリム化による「量の改革」に取り組みます。

(2) 「質の改革」の推進

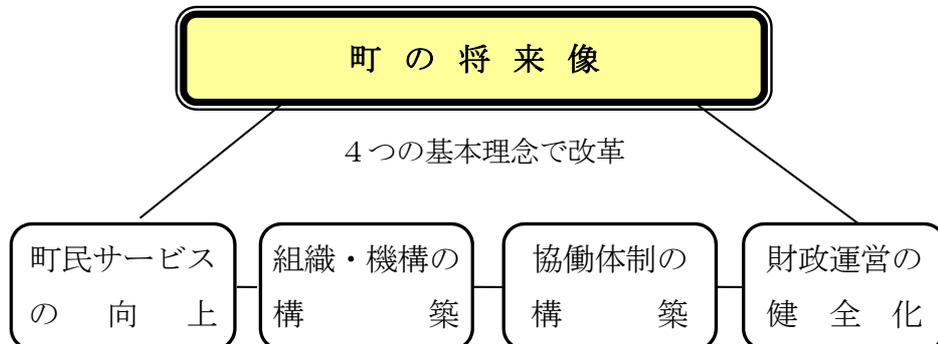
役場は「町民の暮らしを支えるサービス機関」という意識のもと、町民満足度を高める質の高い行政サービスの提供を目指します。また、町民からの信頼を向上させるために、職員の資質向上・意識改革、町民協働の推進などによる「質の改革」に取り組みます。

(3) 「町の将来像」の実現

改革を進めるための仕組みをつくり、安定した財政基盤を維持しながら、町民等と協働して地域にふさわしいサービスの提供を行うことにより、町の将来像の実現を目指していくこととします。

#### 4. 改革の基本理念・目標等

町の将来像の実現のため、次の4点を基本理念として改革に取り組むこととします。



#### 町の将来像を実現するための4つの改革の理念

(1) 町民サービスの向上

町民の視点に立った町政運営により、町民サービスの向上を目指します。

(2) 組織・機構の構築

町民ニーズに対応した簡素で効率的な組織の構築を目指します。

(3) 協働体制の構築

町民・ボランティア・NPO・企業など（町民等）による新たな協働システムの構築を目指します。

(4) 財政運営の健全化

長期的な視点に立った健全財政を目指します。

## 5. 目指すべき効果と数値目標

### (1) 総括的な数値目標の設定

行財政改革を着実に推進し、町民等への説明責任を果たすためには、改革の効果を測るため、目標となる数値を設定することが重要となります。このため、総括的な数値として、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化指標をはじめ経常収支比率、職員数など、計画期間内での到達目標を可能な限り設定することとします。

### (2) 個別施策（実施計画）の数値目標の設定

個別施策の推進にあたっては、計画期間内での数値目標を可能な限り設定することとし、設定が困難な施策についても、可能な限り施策の進捗度や改革の効果を測ることができる指標を設定することとします。

## 6. 行政改革の計画期間等

### (1) 計画期間

行政改革は中・長期的な視点に立って進める必要がありますが、国の情勢の変化に伴い、その方針が不透明な状況となっていることなどを勘案し、計画期間は平成31年度から平成33年度までの3年間とします。

なお、実施計画は急激に変化する社会情勢に的確に対応していくため、PDCAサイクル\*<sup>2</sup>に基づき毎年度見直しを行い、施策の修正及び追加など柔軟で迅速な改革として進めることとします。

### (2) 対象範囲

第5次行政改革の対象範囲は、伊方町の一般会計及び全ての特別会計（企業会計を含む。）並びに第三セクター等、町が人的・財政的に関与している外郭団体を対象とします。さらに、地方公共団体財政健全化法の対象範囲と同様に、町の人的・財政的関与が大きい一部事務組合も対象とします。

---

\* 2 : 行政政策や企業の事務評価に当たって、計画から改善・見直しまでを順に行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうとするマネジメント手法  
企画立案(Plan) - 事業執行(Do) - 評価(Check) - 改善(Action)

## 第2章 推進項目

### 1. 町民サービスの向上

#### (1) 町民の視点に立ったサービスの提供

サービスの質を向上させるためには、町民ニーズを的確に把握し、行政運営に反映させることが重要になってきます。

町民の視点に立ったサービスのあり方等を含めた検討を進め、町民満足度の向上を図ります。

#### (2) 行政情報の積極的な提供

公正で開かれた町政と町民の町政参加をより一層促進するため、積極的に行政情報を提供し、情報の共有化を進めます。提供に当たっては、広報紙、インターネット、八西CATV等を活用して迅速で分かりやすい行政情報の発信に努めます。

#### (3) 職員の意識改革・人材育成による能力向上

本町を取り巻く環境の変化を敏感に捉え、高い目的意識と創意工夫で改革・改善に継続して取り組むよう職員研修等をとおして、組織全体の意識改革を進めます。

また、町民ニーズの多様化や地方分権、権限委譲の進展、国が進める地方創生への対応に伴い、地方自治体の業務が増大するなか、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう県や関係機関等との人事交流・職員派遣を含めた職員研修を拡充し、豊かな創造力や政策立案能力を備えた町民から信頼される人材の育成を図ります。

### 2. 組織・機構の構築

#### (1) 時代に即応した組織・機構の見直し

職員数の減少、複雑・多様化する町民ニーズ、南海トラフ等の大規模自然災害に備えた危機管理など社会情勢に対応した組織・機構の構築について分析と研究を重ねながら見直しを進めます。

具体的には、職員の減少による町民ニーズに対応できる本庁、支所、出張所のあり方について検討します。また、少子化の急速な進行が予想されることから、子供を生き育てやすい環境づくり及び町立学校及び保育所の統廃合を進めます。

さらに、その他の公共施設についても利用の実態などを考慮して、見直しについて検討を進めます。

#### (2) 定員管理及び給与の適正化

定員適正化計画に基づき職員の削減に努めてきた結果、計画を上回る削減となっており、今後は新規採用者を抑制すると、世代間の職員数の不均衡や大幅な職員数の減少を招くことになり、町民サービスの低下を招くおそれがあります。

このことから、民間企業等経験枠の採用試験の導入及び専門職採用試験における年齢要件の引き上げを実施し、長期的な視点に立ち、本町の地域特性等も考慮しながら適正な定員管理に努めます。

給与については、社会経済情勢や民間給与事情などを考慮し、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に従った見直しを行ってきましたが、今後も町民の理解が得られるよう国の制度や県内自治体を参考として給与の適正化に取り組むとともに、各種委員会等の統廃合や特別職の報酬等についても審査委員会等の意見をもとに適正化に努めます。

また、年功序列の画一的な人事管理から職員一人ひとりの能力や成果を重視する新たな人事評価制度について効率的な運用に努めます。

### 3. 協働体制の構築

#### (1) 町民等との協働の推進

町民すべてが輝く町づくりを進めていくために、町づくりの主役となる町民の意見を幅広く吸い上げ、各地区に設置した地区担当連絡員を地区と行政のパイプ役として連携強化を図っていき、計画策定や事業実施等における町民参画を一層推進します。

また、ボランティアやNPO等の活動団体に対して、その自主性・自立性を尊重しながら、それぞれの責任や役割を分担したうえで、連携／協働を一層進め、多様化、高度化する町民ニーズや地域課題に効果的に対応していきます。

#### (2) 民間活力の活用

民間事業者と競合する事業や、民間のノウハウ、高度な専門知識を活用する方が効果的な業務については、行政が担う責任を明確にして、積極的に民間活力の活用を進めることとします。

民間活力の対象事業の選定にあたっては、法令等により本町がサービスの提供主体でなければならないものを除き、全ての事業を対象とし、単に節減の視点だけで進めるのではなく、役割分担の再編成の好機として捉え、町民等の活動の活性化を図る機会として進めます。

#### (3) 人財等の発掘及び活用

人は町の財(たから)という位置付けで、多様な人財の発掘及び育成を行い、教育、保健・福祉、産業振興などの、あらゆる分野において積極的な参画を求め、まちづくりに活かした取り組みを進めます。

また、集落の再生と活性化を図るため、集落の諸問題を調査し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

## 4. 財政運営の健全化

町の将来像を実現するためには、長期的な視点に立った健全財政を維持することが必要不可欠となります。

また、多様化・高度化する町民ニーズに対応し、限られた財源の中で町民満足度の向上を目指すためには、町民の視点に立った施策を展開するため、その施策の優先度に応じた財源配分を行うこととします。

### (1) 長期的視点に立った財政運営

限られた財源の中で町民の満足度を高めるためには、多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応した事業・施策の必要性及び妥当性を検証し、町民が安心・安全に暮らせる予算編成を行い、長期的視点に立った財政運営に努めます。

### (2) 行政評価の推進

財源の重点的・効率的な配分を行うため、成果重視の観点から、施策・事業の行政サービスの向上を目指し、常日頃から行政サービスについて精査及び外部評価等を取り入れることと、町民への説明責任を果たしながら費用対効果の高い事業への財源配分を徹底していきます。

### (3) 徹底した内部管理経費の節減

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、最小のコストで最大のサービスを提供するよう、徹底した内部管理経費の節減に努めます。

### (4) 事務事業の見直し

事務事業全般にわたって、協働の視点における町の関与の必要性又は成果の状況や必要性などについて検証し、スクラップ&ビルドによる事業の見直しを進めます。

### (5) 公営企業の経営健全化

公営企業についても、その果たすべき役割を再点検するとともに、経営計画に基づき、事業の効率化、経費の節減等更なる経営健全化に取り組みます。

### (6) 自主財源の確保

将来にわたり町民が必要とするサービスを確実に提供していくためには、町税等の自主財源の確保が肝要であり、町民負担の公正・公平性を確保するため、全ての町債権の徴収強化に取り組む必要があります。

また、ふるさと納税の推進や未利用地の売却など、引き続き自主財源の確保に努めます。

## 第3章 推進体制

### 1. 行政改革の推進体制

#### (1) 伊方町行政改革推進本部

行政改革の取り組みを着実に推進するため、町長を本部長、副町長を副本部長とし、教育長、本庁課長等及び支所長で構成する伊方町行政改革推進本部において進行管理を行います。

#### (2) 伊方町行政改革推進委員会

町長の諮問機関である伊方町行政改革推進委員会において、行政改革の重要な事項について町民の視点から審議し、町長に提言する役割を果たします。

#### (3) 伊方町行政事務改善委員会

行政事務を改善するため、副町長を委員長とし、町職員で構成する伊方町行政事務改善委員会において事務事業等の見直しについて検討を行います。